

追加議案一覧表

(令和3年3月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 52 号	湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第 53 号	市有地の処分について
議案第 54 号	令和2年度湖西市一般会計補正予算（第12号）
議案第 55 号	湖西市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
議案第 56 号	湖西市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

議案第 52 号

湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

湖西市介護保険条例（平成 12 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 3 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市介護保険条例の一部を改正する条例

湖西市介護保険条例（平成 12 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条第 3 項中「200 万円」を「210 万円」に改め、同条第 4 項中「300 万円」を「320 万円」に改め、同条第 6 項中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、「平成 30 年度においては 27,000 円とし、平成 31 年度においては 22,500 円とし、平成 32 年度においては」を削り、同条第 7 項中「平成 31 年度及び平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「平成 31 年度においては 34,500 円とし、平成 32 年度においては」を削り、同条第 8 項中「平成 31 年度及び平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「平成 31 年度においては 43,500 円とし、平成 32 年度においては」を削る。

附 則

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の湖西市介護保険条例第 3 条の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。

議案第 53 号

市有地の処分について

下記のとおり市有地を売り払いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 売 払 い の 目 的 | 普通財産の売払い |
| 2 売 り 払 う 土 地 | 所在地 湖西市新居町新居 250 番 11 外 3 筆
地 目 宅地
面 積 22,837.90 平方メートル |
| 3 売 払 価 格 | 283,247,055 円 |
| 4 売 払 い の 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
イオンタウン株式会社
代表取締役 加藤 久誠 |

議案第 54 号

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 271,749 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,073,839 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 3 年 3 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	9,486,043	171,516	9,657,559
	1 国庫負担金	1,915,142	15,000	1,930,142
	2 国庫補助金	7,561,743	156,516	7,718,259
16	県支出金	2,166,174	35,774	2,201,948
	2 県補助金	1,205,640	35,774	1,241,414
17	財産収入	254,378	64,459	318,837
	2 財産売払収入	236,546	64,459	301,005
	歳入合計	29,802,090	271,749	30,073,839

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,959,272	181,749	9,141,021
	1 総務管理費	8,242,156	181,749	8,423,905
3	民生費	6,846,218	20,000	6,866,218
	3 生活保護費	350,016	20,000	370,016
7	商工費	883,256	70,000	953,256
	1 商工費	883,256	70,000	953,256
	歳出合計	29,802,090	271,749	30,073,839

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2	1 総務管理費	財産管理事業	25,070
7	1 商工費	湖西市新型コロナウイルス感染症 対策消費喚起事業	70,000

議案第 55 号

湖西市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 3 月 24 日提出

湖西市議会議長 加 藤 弘 己 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 馬 場 衛

(別紙)

湖西市条例第 号

湖西市議会基本条例の一部を改正する条例

湖西市議会基本条例（平成 26 年湖西市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「確認」の次に「及び反問」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

湖西市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 3 月 24 日提出

湖西市議会議長 加 藤 弘 己 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 馬 場 衛

(別紙)

湖西市議会規則第 号

湖西市議会会議規則の一部を改正する規則

湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 88 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 134 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」の前に「前 2 項の」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。